

飲酒運転の撲滅に向けて

教育庁総務企画部総務課

1 飲酒運転を行うと・・・

- ◆ 万が一飲酒運転をすれば、
 - ・ 懲戒処分（懲戒免職又は停職、氏名や所属等は公表）
 - ・ 刑事処分（罰金又は懲役）
 - ・ 行政処分（運転免許の取消又は停止） ※教員免許の失効の可能性あり
など、身分上・経済上の大きな損失 を被ることになります。
- ◆ また、本人のみならず、家族にも 思いもよらない精神的・経済的負担 をかけることになります。

2 アルコールの分解速度

○アルコール分解速度＝約0.1g/h、kg（体重1kgにつき1時間あたり）

例）体重60kgの人が1時間に分解できるアルコール量は約6g

※個人差あり

○酒のアルコール量と分解時間（体重60kgの人の場合）

酒の種類（例）	純アルコール換算	分解に要する時間
ビール中瓶（L缶）1本 （度数 5%、500ml）	20g	3.3h
日本酒1合 （度数15%、180ml）	22g	3.7h
ウイスキー ダブル1杯 （度数43%、60ml）	21g	3.5h
焼酎0.6合 （度数25%、110ml）	22g	3.7h

※それぞれ、アルコールが完全に分解されるまで4時間程度を要する

※個人差あり

3 飲酒運転の事例

【事例1】「仮眠して酔いが醒めた」と自己判断

飲食店で、ビール大瓶5本を飲酒後、駐車場に止めておいた自家用車内で、6～7時間程度仮眠した。

午前6時頃に目が覚め、酔いが醒めたと自己判断し、自家用車を運転しはじめ出勤の途中、パトロール中の警察官に検挙された。

【事例2】「時間も経っているし、ふらつきもないから大丈夫」と自己判断

飲食店で、ビール中ジョッキ3杯を飲酒後、自家用車を置いてきた職員駐車場に向かいながら、運転代行業者に何度も電話したがつながらなかった。

職員駐車場に到着した後も、自家用車に乗り込み、運転代行業者に数回電話をしたがつながらなかった。

飲食から1時間程度時間が経過していることと、ふらつき等の自覚症状がないことから、このくらいなら大丈夫と考え、自家用車を運転しはじめ帰路の途中、検問中の警察官に検挙された。

【事例3】連絡手段がなく、飲酒後に自家用車を運転

自宅で、焼酎の水割り3杯を飲酒後、就寝した。

妻が子供を駅に迎えに行っていたところ、子供から下車すべき駅を乗り過ごしたとの連絡が入り、妻に連絡しようとして自家用車を運転して駅に向かった（この間、睡眠時間は2時間程度）。

駅に向かう途中、一時停止違反によりパトカーに停止させられ、事情聴取を受けた際に飲酒について問われ検挙された。

【事例4】道案内しようと飲酒後に自家用車を運転

飲食店で友人達とビールや焼酎を飲酒後、飲酒していなかった者の車で自宅まで送ってもらった。

自宅付近の道路は狭く複雑なため、大通りに出るまで誘導しようと考え、自家用車を運転し先導していたところ、検問中の警察官に検挙された。

【事例5】二日酔いで自家用車を運転し追突事故

自宅で、午後10時頃まで焼酎720mlを飲酒後、就寝した。

翌朝、自家用車を運転して出勤する途中、交差点で追突事故を起こし、現場検証の際に飲酒検知を受け、道路交通法違反及び業務上過失傷害容疑で現行犯逮捕された。

4 飲酒運転撲滅のためのポイント

○飲酒と体内アルコールの分解についての認識は十分か。

(ビール中瓶2本(1L)で7時間程度^{※個人差あり})

- 「少ししか飲んでいないから」「もう醒めたから大丈夫だろう」など、安易な判断をしない。
- 「二日酔い」でも飲酒運転に該当する恐れがあることを認識しているか。
- 会場へ向かう方法は適切か。どうしても自家用車で行かなければならないのか。
- 帰宅方法は適切か。タクシーや家族の送迎などは可能か。
- 運転代行を確実に利用することができるか。
- 酒席の同席者は、運転代行に乗るまで見届けることができるか。

5 飲酒運転撲滅のための取組例

(1) 意識づけ・研修

- 警察と連携した講習会を実施する。
- 事例を基にした研修を実施する。
- 飲酒運転撲滅スローガン・標語をつくる。
- スクリーンセーバーに標語等を組み込む。
- 飲酒運転防止の呼びかけや、飲酒運転による懲戒処分内容等を記載したメールで定期的に送信し、注意喚起する。
- 宴席には車では向かわない。(運転しない環境を作る)
- 飲んだ翌日は車で出勤しないようにする。
- 宴席は必ず宿泊を伴うようにする。
- 庁内放送で飲酒運転防止を呼びかける。
- 複数の運転代行業者の連絡先を持つこと。
- 飲酒運転防止誓約書への署名
- 運転記録証明書の提出
- 家族への啓発のための取り組みとして、所属長名での「家族への手紙」の送付
- 「職員の飲酒運転に係る懲戒処分等基準」の配布
- 公用車で出張する場合は、アルコール検知を行い上司等の確認を受けるとともに、運転日誌に確認を記録する。

(2) 具体的な行動

- 職員相互に声を掛け合う。
- 職場の宴席では、管理職あるいは幹事が帰宅方法を事前に確認し、徹底させる。
- 宴席の所属長挨拶などの際には、飲酒運転防止について触れる。
- 宴席に参加する際には、帰宅方法について「調査用紙」に記載し、提出する。
- 幹事、もしくは同僚が責任を持って家まで送る。
- 宴席の終了時刻を見越して、代行の予約を行う。
- 代行業者を職場指定とし、必ず家まで送り届けるなどを義務付け、後日業者からの報告を求める。
- 運転代行を利用する場合には、幹事が代行業者を依頼し、業者に鍵を渡す。
- 一人で行動しないようにする。
- 二日酔い対策として、宴会を9時頃で終了する。

6 飲酒運転防止に関する自己管理マニュアル

いわゆる「飲み会」がある日の出勤方法、会場への移動方法、飲酒した際の帰宅方法、運転代行がなかなかつかまらない場合の帰宅方法、翌日の出勤方法などを、自分に考えられるケースごとに、行動パターンとして作成しておきましょう。

(記載例 1)

- 普段は自家用車による通勤なので、月～木に「飲み会」がある場合は、自家用車で出勤し、車は職員駐車場に置いて会場へ向かう。
- 帰宅は電車を利用し、翌朝も電車・バスで出勤する。
- 「飲み会」が金曜日の場合は、朝から電車・バスで出勤し、帰宅も電車を利用する。

(記載例 2)

- 普段は自家用車による通勤なので、「飲み会」がある場合も自家用車で出勤し、車で会場へ向かう。
- 帰宅は、必ず運転代行を利用する。
- 運転代行は飲酒した店で頼み、店に必ず来てもらう。
- 何時間かかっても、必ず店にきてもらう。
- 予備的に、運転代行の連絡先 10 箇所が入ったメモを財布に入れておく。